各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (台湾産養殖鰻のフェニトロチオン)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成25年2月13日付け食安輸発0213第1号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1の台湾の項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受ける ことを命ずる 具体的理由
養殖鰻及び その加工品		フェニ トロチ オン	別表 2 の 4 に よ る こ と。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値 (0.002 ppm)を超える フェニトロチ オンが検出さ れるおそれが あるため。

を削除するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。